

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年4月まで
② 昭和50年12月
③ 昭和51年3月

今まで国民年金保険料を納付しなかったという記憶は無い。

申立期間①、②及び③の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は10か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号*（以下「手番I」という。）の前後の任意加入者の資格取得日の状況から、申立人は、昭和47年1月頃にA市で国民年金加入手続を行ったと推認できるところ、申立期間①直前の同年1月から同年6月までの保険料を納付しており、当該期間に続く申立期間①の保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間①、②及び③の12か月を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

2 一方、申立期間②及び③について、申立人は、「申立期間②及び③の直前の事業所を退職後に、それぞれ住所のあった市役所で国民年金への切替手続を行い、保険料を納付したと思う。」としているが、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、手番Iに係る資格取得日は昭和47年1月1日と記載されているものの、資格喪失日の記載は無い上、オンライン記録によると、手番Iについては、i) 申立期間①に係る昭和48年5月12日の被保険者資格喪失、ii) 申立期間②に係る50年12月21日の被保険者資格取得及び51年1月7日の同喪失、iii) 申立期間③に係る同年3月27

日の被保険者資格取得の記録が平成6年6月20日に追加されていることが確認でき、当該記録追加以前は、上述の昭和47年6月の国民年金保険料納付を最後に、同年7月から当該記録追加までの期間は連続した未納期間として取り扱われていたと考えられ、申立期間②及び③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失後の国民年金への切替手続は行われていなかったと推認できる。

また、申立人の別の手帳記号番号*（以下「手番Ⅱ」という。）の前後の任意加入者等の資格取得日の状況から、申立人は、申立期間③後の昭和51年4月又は同年5月に、B市で国民年金加入手続を行ったと推認できる。同市の国民年金被保険者名簿によると、手番Ⅱに係る資格取得日は同年4月2日であることが確認でき、手番Ⅱにおいては、申立期間②及び③は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができなかったと考えられる上、申立人に対し、上述の2つの国民年金手帳記号番号以外に、申立期間②及び③の保険料を納付することができる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②及び③について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は65万7,000円、②は80万2,000円、③は65万5,000円、④は80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月29日
② 平成19年12月25日
③ 平成20年6月25日
④ 平成20年12月25日

申立期間①から④までについて、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A協議会が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間①から④までにおいて、その主張する標準賞与額（申立期間①は65万7,000円、申立期間②は80万2,000円、申立期間③は65万5,000円、申立期間④は80万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったとして新たに届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B社における資格取得日に係る記録を昭和37年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで
昭和37年11月21日にA社C工場から同社B社に転勤となり、申立期間も継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は申立人の申立期間における在籍を認めている上、同社が保管する申立人の人事記録及び申立人と同時期に同社C工場から同社B社に転勤したとする同僚の人事記録から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和37年11月21日にA社C工場から同社B社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の厚生年金保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和43年5月の1か月分が空いている状態となっている。空白期間の前後を通じてA社に勤務していたので、年金記録が誤っていると思う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和43年6月1日に同社B工場から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所(当時)の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かを不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和43年5月の1か月分が空いている状態となっている。空白期間の前後を通じてA社に勤務していたので、年金記録が誤っていると思う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年6月1日に同社B工場から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かを不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和43年5月の1か月分が空いている状態となっている。空白期間の前後を通じてA社に勤務していたので、年金記録が誤っていると思う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和43年6月1日に同社B工場から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所(当時)の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かを不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和43年5月の1か月分が空いている状態となっている。空白期間の前後を通じてA社に勤務していたので、年金記録が誤っていると思う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和43年6月1日に同社B工場から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所(当時)の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かを不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。